

総合計画と総合戦略の関係

総合計画について

総合計画は、市で策定する計画の最上位に位置し、各個別計画と整合性を保ちます。

策定の根拠としては、まちづくりの手続き等を定めた「三郷市自治基本条例」の第16条において「市長は、議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、基本構想、基本計画及び実施計画で構成される総合計画に基づき、総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。」と定めております。

(1) 基本構想（期間10年）

長期的なビジョンに立ったまちづくり像、将来のあるべき姿、目指すべき方向を示すものです。

(2) 基本計画（期間5年）

基本構想のまちづくり像を実現・達成するための目標や手段(施策)について、体系的に示します。

(3) 実施計画（期間3年）

総合計画に掲げた目標を達成するために必要な施策を盛り込みます。

総合戦略について

総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」に基づき策定されるもので、本市の将来的な人口問題に向けた対策を重点的に取り続けるため、地方版総合戦略として策定するものです。※国の総合戦略は5年だが、市区町村では期間や改訂時期など裁量を与えられている。

総合計画と総合戦略の関係図

